

長野県告示第567号

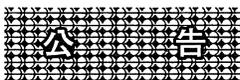
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和4年10月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊那都市計画道路 3・3・34号伊駒アルプスロード線
- 2 都市計画を定める土地の区域
伊那都市計画道路 3・3・34号伊駒アルプスロード線
平成31年長野県告示第81号の土地の区域のうち、伊那市西春近及び東春近の各一部を変更する。
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県伊那建設事務所、伊那市役所

都市・まちづくり課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年10月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フォレストモール佐久平
佐久市佐久平駅南土地区画整理事業3街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社フォレストモール
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル11階
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
未定	—	—
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
未定	—	—
株式会社トップカルチャー	清水 大輔	新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13番地3
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社トップカルチャー	清水 大輔	新潟県新潟市西区小針四丁目9番1号

- 4 変更した年月日
令和4年9月30日
- 5 届出年月日
令和4年10月19日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和4年10月31日から令和5年2月28日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年10月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フォレストモール佐久平
佐久市佐久平駅南土地地区画整理事業3街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社フォレストモール
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル11階
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売事業者名	開店時刻	閉店時刻
未定	—	—
株式会社長野県A・コープ	午前9時	午後9時
未定	—	—
株式会社トップカルチャー	午前9時	翌午前0時

(変更後)

小売事業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社モリキ	午前9時	午後10時
株式会社長野県A・コープ	午前9時	午後9時
株式会社大創産業	午前9時30分	午後8時
株式会社トップカルチャー	午前9時	翌午前0時

- (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前)

	時間帯
1	—

2	午前6時から午後9時まで
3	午前6時から午後9時まで
4	午前6時から午前8時まで
5	—
6	午前6時から午後9時まで

(変更後)

	時間帯
1	午前6時から午後9時まで
2	午前6時から午後9時まで
3	午前6時から午後9時まで
4	午前6時から午前8時まで
5	午前6時から午後9時まで
6	午前6時から午後9時まで

- 4 変更する年月日
令和4年10月20日
- 5 届出年月日
令和4年10月19日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和4年10月31日から令和5年2月28日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。
令和4年10月31日

長野県知事 阿部守一

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	令和4年10月13日	患畜	1	伊那市

園芸畜産課家畜防疫対策室

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分を次のとおり行いました。
令和4年10月31日

長野県知事 阿部守一

1 処分をした年月日

令和4年10月31日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

株式会社フォレストコーポレーション

伊那市小沢7352番地1

小澤 仁

長野県知事(特-29)第2990号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による特定建設業許可(土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業)の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社フォレストコーポレーションの元役員は、役員在任中に禁錮以上の刑の言渡しを受け、令和元年9月19日、その判決が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

建設政策課

公告

大町市土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

令和4年10月31日

長野県北アルプス地域振興局長 早川 恵利

理事

新任

氏名 住所

太田 満 大町市大町4559番地

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和4年10月31日

長野県警察本部刑事部鑑識課長 上原 正樹

1 落札に係る物品等の名称及び数量

カラープリンタープロセサー一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部刑事部鑑識課

(2) 所在地 長野市松代町西条3916番地 警察機動センター内

3 落札者を決定した日

令和4年10月20日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 NTT・TCリース株式会社長野支店

(2) 所在地 長野市中御所1丁目16番18号

5 落札金額

38,148,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

令和4年9月5日

鑑識課